

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

板倉町は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もつて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

板倉町長

公表日

令和7年10月31日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	<p>健康増進法に基づく健康増進事業として、成人健診の実施及び結果の管理、保健指導の実施及び記録の管理、統計報告資料の作成、データ分析を行う。</p> <p>特定個人情報は、以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">・健康増進事業の実施対象者の把握・健康診査の実施に関する事務・健康診査の結果管理に関する事務・健康診査の実施後の健康教育・健康相談・訪問指導に関する事務
③システムの名称	健康管理システム、団体統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
成人健診ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号法第9条第1項及び別表第111の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表主務省令」という。)第54条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>①特定個人情報の提供 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項</p> <p>②特定個人情報の照会 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康介護課
②所属長の役職名	健康介護課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 受付窓口 板倉町役場 総務課情報広報係

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	郵便番号374-0133 邑楽郡板倉町大字岩田甲1056番地 受付窓口 板倉町保健センター
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	----------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査

実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[全項目評価又は重点項目評価を実施する]
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象のシステムを使用する職員は限定されている。また、システムにログインする際には、「ユーザーID」「生体認証」「パスワード」を必要としている。不正操作がないかアクセスログを記録し、必要な場合は分析を行うことになっているため、権限のない者によって不正に使用されるリスク対策は「十分である」と考える。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	健康増進事業実施対象者の把握	・健康増進事業の実施対象者の把握 ・健康診査の実施に関する事務 ・健康診査の結果管理に関する事務 ・健康診査の実施後の健康教育・健康相談・訪問指導に関する事務	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康介護課長 落合 均	健康介護課長	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	郵便番号374-0912 邑楽郡板倉町大字板倉2067 受付窓口:板倉町役場 健康介護課 健康推進係	郵便番号374-0912 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 受付窓口:板倉町役場 健康介護課 健康推進係	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 7. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号374-0912 邑楽郡板倉町大字板倉2067 受付窓口:板倉町役場 健康介護課 健康推進係	郵便番号374-0912 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 受付窓口:板倉町役場 健康介護課 健康推進係	事後	
令和1年6月21日	評価書名	健康増進に関する事務	健康増進事業に関する事務	事後	
令和1年6月21日	II-1 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	II-1 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策	-	項目追加	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	II-1 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	
令和4年3月11日	II-1 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	
令和4年3月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和4年3月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		①特定個人情報の提供 ・番号法第19条第8号別表第二の102の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条 ②特定個人情報の照会 ・番号法第19条第8号別表第二の102の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条	事後	
令和7年10月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	事務の見直しによる変更
令和7年10月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項及び別表第一第76の項	・番号法第9条第1項及び別表第111の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表主務省令」という。)第54条	事後	法改正に伴う修正
令和7年10月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	①特定個人情報の提供 ・番号法第19条第8号別表第二の102の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条 ②特定個人情報の照会 ・番号法第19条第8号別表第二の102の2 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条	①特定個人情報の提供 ・番号法第19条に基づく主務省令第2条の表139の項 ②特定個人情報の照会 ・番号法第19条に基づく主務省令第2条の表139の項	事後	法改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月20日	I 関連情報 5. 特定個人情報の提供や移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く)	十分である	提供・移転しない	事後	事務の見直しによる変更
令和7年10月20日	I 関連情報 7. 特定個人情報ファイルの開示・訂正・利用請求	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2067 受付窓口:板倉町役場 健康介護課 健康推進係	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 受付窓口:板倉町役場 総務課 情報広報係	事後	事務の見直しによる変更
令和7年10月20日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2067 受付窓口:板倉町役場 健康介護課 健康推進係	郵便番号374-0133 邑楽郡板倉町大字岩田甲1056番地 受付窓口:板倉町保健センター	事後	事務の見直しによる変更
令和7年10月20日	II しきい値判断結果 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和7年10月1日時点	事後	事務の見直しによる変更
令和7年10月20日	II しきい値判断結果 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和7年10月1日時点	事後	事務の見直しによる変更
令和7年10月20日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業		人手を介在させる作業はない	事後	項目の追加
令和7年10月20日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いとされる対策		3)権限のない者によって不正に行われるリスクへの対策	事後	項目の追加
令和7年10月20日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いとされる対策		十分である	事後	項目の追加
令和7年10月20日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いとされる対策		対象のシステムを使用する職員は限定されている。また、システムにログインする際には、「ユーザーID」「生体認証」「パスワード」を必要としている。不正操作がないかアクセスログを記録し、必要な場合は分析を行うことになっているため、権限のない者によって不正に使用されるリスク対策は「十分である」と考える。	事後	項目の追加